

県立自然公園

許可申請・届出案内



令和8年4月
仙台市環境共生課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 4階
TEL:022-214-0013 FAX:022-214-0580 E-mail:kan007130@city.sendai.jp

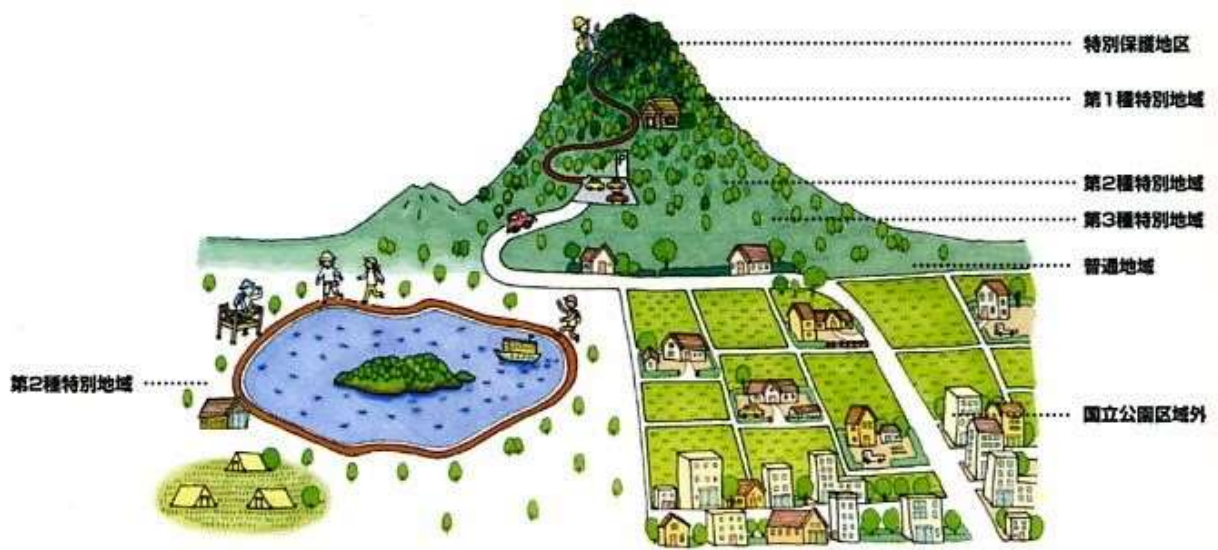
1 県立自然公園とは

宮城県は、二口溪谷・船形連峰など美しい自然に恵まれています。このような優れた自然景観を保護し、適正な利用をしていくため、県立自然公園条例に基づき県立自然公園を指定し、規制や保全が行われています。

県立自然公園においては、一定の行為が規制されています。同条例で定める行為を行う際には、区域や行為内容に応じて許可申請や届出を行う必要があります。

※令和8年4月1日より、仙台市内における許可等の申請先は一部仙台市に変更されています。必ず「5 許可等の基準や注意点 (p5)」で申請先をご確認ください。

地域区分		地域の説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的自然が残る地域など、特に嚴重に自然景観を維持する必要がある地域	許可制 (開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力維持する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については原則認められる	
海域公園地区		海産資源、海底地形などにおいて特に重要とされている地域	許可制
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



2 指定の状況

宮城県内全域では、8地域・約 106,000 ha が県立自然公園に指定されています。

うち仙台市内の指定状況は以下のとおりです。

区分	名称	地域※
県立自然公園	二口峡谷	特別、普通
	船形連峰	特別、普通

※国立公園（水色）、国定公園（桃色）、市外の県立自然公園（黄色）は、宮城県の自然公園内の許可申請・届出ページをご覧ください。

※県自然環境保全地域（緑色）と緑地環境保全地域（黄緑色）は、県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の許可・届出ページをご覧ください。



指定地域のおおよその所在は以下のページで確認できます。

宮城県森林情報提供システム <https://fgis-pref-miyagi.jp/index.html>

※利用上の注意

同サービスは正確な区域を証明するものではありません。行為予定の箇所が指定区域の境界付近に位置する場合などの場合は、必ず窓口に備え付けの図面をご確認下さい。

3 規制の対象となる行為

該当公園内で行われる以下の行為については、その区分に応じて許可又は届出が必要です。
規模要件等により窓口が異なりますので「5 許可等の基準や注意点 (p5)」も確認ください。

規制項目	特別保護地区 (許可)	特別地域 (許可)	海域公園地区 (許可)	普通地域 (届出)
1 工作物の新築・改築・増築	○	○	○	○ ※1
2 木竹の伐採	○	○	—	—
3 木竹の損傷	○	○ ※2	—	—
4 鉱物の掘採・土石の採取	○	○	○	○
5 河川・湖沼等の水位・水量の増減	○	○	—	○
6 汚水等の排出	○ ※指定湖沼等に限る	○ ※指定湖沼等に限る	○	—
7 広告物の掲出・設置・表示	○	○	○	○
8 屋外における物の集積・貯蔵	○	○ ※指定物に限る	—	—
9 水面・海面の埋立て・干拓	○	○	○	○
10 土地の開墾・土地の形状変更	○	○	—	○
11 植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取	○	○ ※3	○ ※2, 4	—
12 植物の植栽・種まき	○	○ ※2, 4	—	—
13 動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷	○	○ ※5	○ ※2, 5	—
14 動物を放つこと	○	○ ※2, 5	—	—
15 屋根・壁面・塀等の色彩変更	○	○	—	—
16 湿原等指定区域への立入	○	○	—	—
17 車馬・動力船の使用、航空機の着陸	○ ※6	○ ※2	○ ※指定区域・期間に限る	—
18 物の係留	—	—	○	—
19 火入れ・たき火	○	—	○	—
20 海底の形状変更	—	—	○	○ ※7
21 車馬の使用	○ ※8	○ ※8	—	—

現時点で仙台市内に特別保護地区と海岸公園地区はありません。

※1 基準を超える行為に限る。

〔建築物：高さ 13m又は延べ面積 1,000 m²以上、鉄塔：高さ 30m、送水管：長さ 70m
船舶係留施設：長さ 50mなど。条例第 12 条第 7 項（同施行規則第 7 条）参照。〕

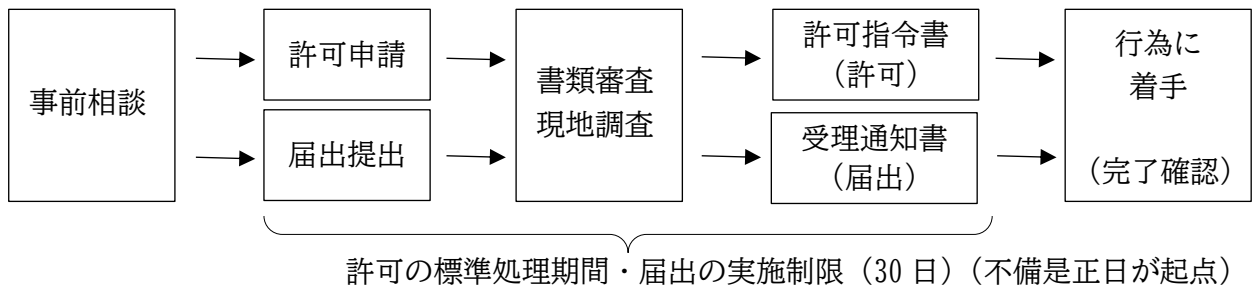
※2 指定区域に限る。※3 指定植物の採取・損傷に限る。※4 指定植物に限る。※5 指定動物に限る。※6 道路・広場以外の区域に限る。※7 海域公園地区の周辺 1km 以内に限る。 ※8 指定道路に限る。

4 許可申請・届出の手続き

事前相談の上、行為の着手予定日より30日以上前に、仙台市環境共生課へ必要な書類を提出してください。

許可の前に行為着手はできません。また、届出の場合でも、届出の日から30日間を経過するまでは行為に着手できませんので御注意ください。

【手続きの流れ】



【提出書類】

(1) 申請書 又は 届出書（押印不要）

様式は仙台市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kankyokehatsu/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/kenritusizenkoen.html>

(2) 添付書類（※ 行為の内容によって省略できる図面もあります）

①位置図（縮尺 1/25,000 程度）

行為の場所を示した国土地理院発行地図、各市町村管内図等の地形図。

②概況図（縮尺 1/5,000 程度） 及びカラー写真

地図上に行為地と周辺の状況がわかるように記した図面（見取り図でも可。周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの。）、及び、行為地の全体が見渡せて行為地の状況（林相、現況施設等）が分かるカラー写真

③行為の施行方法を明らかにした図面（縮尺 1/1,000 程度）

平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

④行為終了後の植栽その他修景の方法を明らかにした修景図（縮尺 1/1,000 程度）

修景・植栽・緑化計画平面図等（植物名の明示、緑化工法の具体的表示）

⑤その他参考となる資料（案件により次の書類を提示・提出していただく場合があります）

例：行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）など

土地・建物面積積算表、土量計算書など

土地登記簿謄本、土地使用承諾書など

他法令に基づく申請書・許可書等の写し

【提出方法】

原則として表紙に記載の担当課まで1部を持参ください（簡易な修正をその場で行うため。返却しませんので必要な控は申請者で保管ください）。

事前協議が終了したものは郵送や電子申請（<https://logoform.jp/f/kK0Fz>）による提出も可能です。



5 許可等の基準や注意点

【許可申請・届出提出先に関すること】

- ・自然公園の区分や規模要件等により手続窓口が異なりますのでご注意ください。

区分	名称	手続窓口
国立公園	市内に無し	国、宮城県
国定公園	蔵王国定公園	宮城県
県立 自然公園	二口峡谷	仙台市内の行為は原則仙台市。 ただし一定要件（欄外※参照）の場合は宮城県
	船形連峰	

※宮城県が窓口となる県立自然公園の要件

<特別地域>

- 1ha 以上の開発に係る行為（道路の新築及び木竹の伐採を除く）
- 鉱業法・採石法の適用を受ける土石の採取
- ゴルフ場・スキー場の建設・増設等
- 2車線以上かつ延長 1,000m 以上の道路の新築
- 第 1 種特別地域の道路の新築
- 高さ 50m 又は地上部の容積 30,000 m³を超える工作物の新築・改築・増築

<普通地域>

- 20ha 以上の開発に係る行為
- 鉱業法・採石法の適用を受ける土石の採取
- ゴルフ場・スキー場の建設・増設等

- ・宮城県等が窓口となる手続きの詳細は[自然公園内の許可申請・届出ページ](#)をご覧ください。

【許可に関すること】

- ・許可基準は、県立自然公園条例施行規則（昭和 35 年宮城県規則第 59 号）をご覧ください。
（宮城県例規集 <https://kra700.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>）
- ・許可基準を満たさないものは許可することができません。行為の内容が基準に適合したものであるよう事前に事業計画をご検討ください。

【届出に関すること】

- ・届出行為においても、自然環境への影響を可能な限り低減できるよう、許可基準も参考に事業計画を検討するとともに、自然環境を損なう大規模な開発等はお控えください。
- ・措置命令等（禁止、制限、措置）
自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることがあります。

行為の施行方法を別紙として記載する場合を例示。
 一般に、規模の大きな、あるいは施行方法の複雑な行為ほど、
 記載すべき情報量は多くなります。

(別紙) 施行方法

<p>規 模</p>	<p>建築物 ①レストラン 水平投影面積 1,200 m²、建築面積 1,190 m² 延床面積 1,600 m²、最高高さ 12.2m ②プロパンガス庫 水平投影面積 (建築面積と同じ) 20 m² 延床面積 19 m²、最高高さ 2.5m 駐車場 面積 2,000 m² (駐車台数 40 台)</p>
<p>構 造</p>	<p>建築物 ①レストラン 鉄筋コンクリート (RC) 造2階建て 屋根: 切妻式茅葺き ②プロパンガス庫 コンクリートブロック (CB) 造 屋根: 切妻式 駐車場 アスファルトコンクリート舗装</p>
<p>主要材料</p>	<p>建築物 ①レストラン 本体: 鉄筋コンクリート 屋根: 茅 外壁: モルタル吹き付け、一部、自然石張 ②プロパンガス庫 本体: コンクリートブロック 屋根: トタン 駐車場 舗装: アスファルトコンクリート 一部、透水性舗装 縁石: 自然石及びコンクリート</p>
<p>外部の仕上げ及 び 色 彩</p>	<p>建築物 ①レストラン 屋根: 茅葺き (茶色) 外壁: モルタル吹き付け (薄茶色) 及び自然石張 (明灰色) ②プロパンガス庫 屋根: トタン葺 (暗灰色) 外壁: コンクリート色 (明灰色) 駐車場 カラーアスファルト舗装 (黄土色)</p>
<p>関連行為の概要</p>	<p>支障木の伐採 (例1) クヌギ30本、アカマツ25本、その他30本 (例2) 伐採面積 500 m²、伐採材積 900 立方m、伐採本数85本 (クヌギ他) 動植物の保全対策 指定植物であるレンゲツツジは全株を修景緑化計画図記載の位置に移植。その他特に保全対策を要する動植物はない。 造成面積 造成面積 1,500 m² うち、切土面積 600 m² 盛土面積 900 m² 残土処理 残土なし。切土量 800 立方m 盛土量 2,300 立方m 不足土 1,500 立方mは、国定公園外 (〇〇市××町内) より購入。 工事中仮工作物の設置 工事中仮設資材置き場を隣接地に造成 (地均し程度)、施工 工事中仮設道路を新築 (L=80m、W=3m、簡易アスファルト舗装) 仮設物は施工終了後撤去し跡地を修景緑化</p>